

職員の処分について

本日、次のとおり3件の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の痴漢

(1) 職員 城南区 係員 (40代)

(2) 処分の内容 停職6月

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年8月4日(金)午前8時頃、JR鹿児島本線の千早駅から博多駅間を走行中の列車内で、会社員女性の下半身を着衣の上から手で触ったとして、福岡県迷惑行為防止条例違反の容疑により現行犯逮捕されたもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内容

課長級職員：嚴重注意

係長級職員：嚴重注意

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

2 職員の不適切な事務処理

(1) 職員 東区 係員 (50代)

(2) 処分の内容 減給(1/10)1月

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年7月18日(火)、医療機関に入院している市民の身体障害者手帳について、正式な手続きを経ることなく、住所の記載を変更したもの。

また、他の業務において、本来、申請者が区役所に提出する診断書について、令和5年8月18日(金)、本人が自ら病院に出向き、診断書を受け取るとともに、申請者が負担すべき診断書料を自己の金銭から支払ったもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内容

課長級職員：口頭訓戒

係長級職員：文書訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

3 職員の飲酒運転

(1) 職 員 道路下水道局 係員 (40代)

(2) 処分の内容 停職6月

(3) 処分事由

当該職員は、令和5年11月10日(金)から11日(土)にかけて市内の飲食店で飲酒した後、自転車を運転して帰宅する途中で転倒し、顔面に怪我を負ったもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内容

局長級職員：口頭訓戒

部長級職員：口頭訓戒

課長級職員：口頭訓戒

係長級職員：口頭訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

人事課長 吉村

人事第2係長 三坂

電話：711-4121 (内線1351)